

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 本邦において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物に付随して提供された使用に係る技術を、当該援助の終了後当該貨物の返送のための輸出に付随して提供する取引</p> <p>3（略）</p> <p>第十条～第十二条（略）</p> <p>別紙様式第1（第1条関係）～別紙様式第12（第3条関係）（略）</p>	<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3（略）</p> <p>第十条～第十二条（略）</p> <p>別紙様式第1（第1条関係）～別紙様式第12（第3条関係）（略）</p>